

財務報告書 Financial Report 2020の発行にあたって

平成16年4月の国立大学法人化以来、本学は「財務報告書 Financial Report」を毎年発行してきました。企業報告の実務では、企業と投資家のコーポレートガバナンス責任^{*1}やステewardシップ責任^{*2}を果たすための対話のあり方、その前提としての情報開示のあり方の拠り所となるような枠組みの一つとして国際統合報告評議会(IIRC)が提唱する「国際統合報告フレームワーク」が浸透しています。公的組織においても、平成29年9月に公表された「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を踏まえ、平成30年9月に「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」が設定されるなど、非財務情報を含む財務報告のより一層の活用が重視される傾向が高まっています。また、学校教育法等の一部を改正する法律(令和元年5月公布)により、国立大学法人だけでなく、文部科学大臣が所轄庁である学校法人においても中期的な計画の作成や、省令で定める書類の公表が義務づけられ、私学団体等が自ら定める行動規範(ガバナンス・コード)に基づく事業報告書の記載事項の更なる充実が要求されるなど、高等教育セクターにおける情報開示制度は今、転換期にあります。

国立大学法人会計基準は企業会計原則に準拠していますが、利益の獲得を前提とせず、主たる業務内容が教育・研究であるなど、営利企業とは異なる大学の特性を考慮した修正が加えられた会計基準となっています。そのため、国立大学法人の財務状況を理解するためには、国立大学法人会計基準の解説、財務情報をより有用なものとするための非財務情報をあわせて伝えることも重要です。そこで本学では、「財務報告書 Financial Report 2017」(平成29年10月公表)より、「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、決算情報のみならず、本学のガバナンス体制の紹介やガバナンスの強化・充実に向けた取り組み、持続的な価値創造に向けた取り組みを統合的に紹介するなど内容の充実に取り組んできました。また、本学運営上の重要課題の一つである「組織」対「組織」の産学連携を推進する上でも、本学への支援に際して、支援企業が自身のコーポレートガバナンス責任を果たすために必要とされる情報について、本学として積極的に開示していく必要があると考えています。

(※1) 企業が、実効的なコーポレートガバナンス(株主、顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み)を実現する責任
(※2) 機関投資家が、投資先やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な対話を通じて、投資先の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任

編集方針

今回で16回目の発行となる「財務報告書 Financial Report 2020」の編集にあたっては、(1)本学を取り巻く環境や運営方針を整理して幅広い読者のみなさまに発信すること、(2)支援者のみなさまに本学の特色ある活動を深く理解していただくこと、(3)支援者のみなさまに中長期にわたる持続的な価値の向上を目指す本学の可能性を理解していただくこと、の3点を特に重視し、詳細情報へのリンクを付すなどにより本学の活動を分かりやすく発信することを心がけました。本誌のほか、国立大学法人法等による公表事項、京都大学概要(本学の基本データ)、環境報告書(環境に関する取り組み)などの各種発行物や、さまざまな対話の機会を通じて、支援者のみなさまに、本学の業務運営の姿勢や取り組みに対する理解を深めていただくとともに、持続的な価値の向上に向けた対話につなげていきます。

「財務報告書 Financial Report 2020」の報告対象期間:令和元事業年度(平成31年4月1日より令和2年3月31日まで)
大きな進捗のあった事項など、一部のコンテンツについては令和2年4月以降の情報も掲載。

京都大学Webサイト 財務／非財務情報を伝える京都大学の情報データベース <http://www.kyoto-u.ac.jp/>

国立大学法人法等による公表事項

- ▶ 財務諸表、事業報告書、決算報告書
- ▶ 中期目標・中期計画・年度計画にかかる評価
- ▶ 大学機関別認証評価 など

支援者の情報ニーズに合った媒体

- ▶ 財務報告書 Financial Report
- ▶ 京都大学概要
- ▶ 環境報告書 など